

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
基本的な方向Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供									
施策の柱1 総合支援体制の整備									
1 総合的な支援体制の整備									
総合的な支援体制に向けた整備	1	「総合支援会議（仮称）」等を通じた支援の充実	都、警視庁を中心に、関係機関が参加する「総合支援会議（仮称）」を設置し、個別の犯罪被害者等のケースに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。		・「東京都犯罪被害者等総合支援会議」を設置・開催し、支援に当たったの個別プランの作成、関係機関と調整・情報共有 【東京都犯罪被害者等総合支援会議】8回開催		総務局（警視庁）		
			区市町村、都、警察との間で日頃から情報共有を図るなど連携を強化し、被害直後等において、警察から犯罪被害者等に対し区市町村の担当部署や支援制度に関する情報を提供するなど、区市町村における対応に的確につなげていきます。				警視庁（総務局）		
	2	弁護士会等との連携強化	犯罪被害者等への法的支援、無料法律相談・弁護士費用助成等の円滑な運用に当たって、東京三会の弁護士会と連携し、適切な支援につなげます。		・都の無料法律相談や被害者参加制度における弁護士費用助成制度、随時の情報共有・意見交換等を通じた東京三会の弁護士会との連携を強化 【無料法律相談】継続実施 【被害者参加制度における弁護士費用助成】継続実施 ・東京地方検察庁犯罪被害者支援室との連絡・調整 ・東京三弁護士会が主催する研修等で、都の支援策等について情報提供		総務局（警視庁）		
			犯罪被害者等が、事件捜査や裁判等の刑事手続への参加、又は加害者側との対応を求められる場合等で、弁護士等の法律専門家の支援が必要な際、希望者に対して被害者支援に精通した弁護士による法律相談等の支援活動を実施し、その精神的負担の軽減を図ります。		【弁護士会等との連携による犯罪被害者支援実施件数】108件		警視庁（総務局）		
	被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援	3	被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援	犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、社会福祉制度等の専門的知識を有する「被害者等支援専門員（コーディネーター）」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげます。		・被害者等支援専門員（コーディネーター）による個別の支援における関係機関との調整及び区市町村における支援体制整備をサポート 【被害者等支援専門員（コーディネータ）による支援件数 1,888件】 ・支援体制サポートとしての区市町村窓口訪問 8区市		総務局	
被害者等支援ノート（仮称）を通じた支援	4	「被害者等支援ノート（仮称）」の作成・交付	犯罪被害者等が支援を受ける過程で、被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や、プライバシーに配慮しつつ関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援に必要な情報等を記録する「被害者等支援ノート（仮称）」を、希望に応じて交付する取組を検討します。		・区市町村や民間団体を対象とした研修や区市町村窓口訪問で、「Tokyo被害者支援ノート」や「支援者利用ガイド」を説明する等、関係機関と連携してノートの活用促進 ・今後のノートの改善に向けて、支援者向けのアンケートを実施し、意見を集約 ・「Tokyo被害者支援ノート」令和6年3月版1,900部印刷 ・ノートの活用マニュアル及び支援に関する事例集作成		総務局		
東京都犯罪被害者等支援推進会議の開催	5	「東京都犯罪被害者等支援推進会議」の開催	庁内の被害者等支援に関係する各局等により構成される「東京都犯罪被害者等支援推進会議」を開催し、各局等の取組状況や支援策に関する情報共有など、関係各局等が相互に連携・協力し、庁内が一体となって犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。		・「東京都犯罪被害者等支援推進会議」及び「東京都犯罪被害者等支援推進会議合同部会」を開催（各1回開催） ・庁内各局等との情報共有及び第4期東京都犯罪被害者等支援推進計画に掲げた事業の進行管理を実施		総務局		

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催	6	「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」の開催	都と各区市町村犯罪被害者等支援施策主管部署等により構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を開催し、都と各区市町村の取組状況や支援策に関する情報共有等を行うことにより、区市町村の取組を支援するとともに、都・区市町村間及び区市町村相互の連携強化を図ります。	・「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」（1回開催）を開催し、都や各区市町村の取組状況等について情報を共有し、相互の連携を強化	総務局
		犯罪被害者等支援を進める会議を通じた連携	7	「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じた連携	犯罪被害者等支援に対する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、地域で活動する民間団体や事業者、学識経験者、行政機関等により構成する「犯罪被害者等支援を進める会議」を開催し、都の取組状況や支援策、各民間団体の取組状況に関する情報共有等を行うことにより、犯罪被害者等やその支援への理解促進及び関係団体相互の連携強化を図ります。 また、社会情勢を踏まえた新たな分野の関係団体への呼びかけを行うなど、同会議を通じた犯罪被害者等ネットワークの拡大を図ります。	・「犯罪被害者等支援を進める会議」（1回開催）にて、都の取組等の情報共有 ・犯罪被害者等の置かれている状況の理解促進に向けて研修等の講師派遣やリーフレット配布等による民間団体等との連携強化 ・リーフレットやチラシの配布等で、都の支援策等について情報提供	総務局
		東京都犯罪被害者支援連絡会の開催	8	「東京都犯罪被害者支援連絡会」の開催	「東京都犯罪被害者支援連絡会」において、相互協力と緊密な連携、被害者支援等の充実を図ります。また、警察署犯罪被害者支援ネットワークの会議・講演会の開催、連携支援の推進、会員の充実等を行います。 その他、行政機関・民間団体等との連携による総合的な犯罪被害者等支援を実施します。	・「東京都犯罪被害者支援連絡会ファーストチーム会議」（7月5日） ・「令和5年度東京都犯罪被害者支援連絡会総会」（1月25日） ・「警察署犯罪被害者支援ネットワーク会議・講演会」（24回） ・行政機関・民間団体等との連携による総合的な支援を継続実施	警視庁
	2	区市町村における支援体制の充実に向けた取組					
		区市町村窓口における対応の支援	9	区市町村窓口対応マニュアルの作成・活用促進	区市町村の総合的対応窓口において犯罪被害者等へ適切な対応ができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報提供や窓口対応マニュアルの整備を行い、各区市町村での活用を促進します。	・区市町村の総合的対応窓口での相談に活用できるよう「Tokyo被害者支援ノート」活用マニュアル及び支援事例集を作成	総務局
			10	他自治体における効果的な取組事例等の情報提供	他自治体の犯罪被害者等支援に関する効果的な取組事例等の情報提供を行うとともに、犯罪被害者等のケースに応じた支援事例集を作成・配布するなど、区市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行います。	・都内外の他自治体における先進的な取組に関する情報収集及び区市町村支援連絡会（1回開催）、研修等を通じた区市町村への情報提供 ・職員の対応力向上に向けて、区市町村職員対象研修（事例検討・ロールプレイ等含む）（4回開催） ・専門窓口を設置している6区市を対象とした事例検討会実施（1回開催）	総務局
			11	東京都総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言	東京都総合相談窓口相談員が区市町村窓口を訪問し、犯罪被害者等に対し適切な対応ができるよう、専門的な助言や意見交換等を行います。	・東京都総合相談窓口相談員の区市町村窓口訪問時に被害者等支援専門員（コーディネーター）が同行し、専門的な助言や意見交換等を実施（8区市訪問）	総務局
		被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援【再掲】	(3)	被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援（再掲）	犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、社会福祉制度等の専門的知識を有する「被害者等支援専門員（コーディネーター）」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげます。	再掲	総務局

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化	12	区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化	東京都総合相談窓口と区市町村の連携強化し、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。	・各種研修、事例検討会等の様々な機会を通じ、東京都総合相談窓口の支援内容等を情報提供 ・被害者等支援専門員（コーディネーター）がつなぎ役となり相互の連携を強化	総務局
			(11)	東京都総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言（再掲）	東京都総合相談窓口相談員が区市町村窓口を訪問し、犯罪被害者等に対し適切な対応ができるよう、専門的な助言や意見交換等を行います。	再掲	総務局
		区市町村担当者に対する研修の充実	13	区市町村担当者に対する研修の充実	犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。 あわせて、都のコーディネーターによる事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、多摩地域における開催やブロック別の実施など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。	・職員の対応力向上に向けて、区市町村職員対象研修を実施（4回開催）。このうち2回は事例検討に加え、ロールプレイを含んだより実用的な研修を開催 ・専門窓口を設置している6区市を対象にした事例検討会（1回開催）等を実施	総務局
		東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ	14	東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ	区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。	・区市町村職員の受入れ研修の実施（3回、3団体 3人受入れ）	総務局
		東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催【再掲】	(6)	「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」の開催（再掲）	都と各区市町村犯罪被害者等支援施策主管部署等により構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を開催し、都と各区市町村の取組状況や支援策に関する情報共有等を行うことにより、区市町村の取組を支援するとともに、都・区市町村間及び区市町村相互の連携強化を図ります。	再掲	総務局
	3	緊急支援体制の整備					
		緊急支援体制の整備	15	緊急支援体制に向けた整備	大規模被害者支援事案が発生した場合における都、警視庁、その他関係機関の役割分担や支援体制等の整備をします。 また、当該事案発生時は、関係機関等と相互に連携・協力し、必要な緊急支援を行います。	・「東京都犯罪被害者支援連絡会ファーストチーム会議」（7月5日）	警視庁

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
施策の柱2 相談体制・情報提供の充実									
1	東京都総合相談窓口における取組の充実・強化								
	東京都総合相談窓口の運営	16	電話・面接等による相談対応	電話、メール、面接等により、犯罪被害者等からの相談に対応します。また、都が実施する見舞金給付、転居費用助成の受付窓口として相談に応じます。	・電話、メール、面接等により相談 ・都が実施する見舞金給付、転居費用助成の受付窓口として相談対応【電話等相談】4,853件、【面接相談】351件				総務局
		17	警察・検察庁・裁判所等への付添支援（直接的支援）	犯罪被害者等が警察・検察庁・裁判所等の関係機関に出向く際の付添い、自宅訪問等を、必要に応じて行います。また、検察庁や裁判所等司法関係機関との連携も推進します。	・付添支援を実施 ・検察庁や裁判所等の司法関係機関との連携推進【付添支援】871件				総務局
		18	精神科医等によるカウンセリング	東京都総合相談窓口において、精神科医・公認心理師等によるカウンセリングを実施するとともに、犯罪被害者等への精神的ケアの充実を図ります。	・東京都総合相談窓口にて、精神科医や公認心理師等によるカウンセリング（精神的ケア）やP E療法を実施【精神的ケア】957件				総務局
		19	オンライン方式によるカウンセリングの実施	来所することが困難な犯罪被害者等に対して、オンライン方式によるカウンセリング（精神的ケア）を行います。	・犯罪被害者等の精神状況に配慮し、オンライン方式によるカウンセリング（精神的ケア）を実施				総務局
		20	東京都総合相談窓口に関する情報提供の充実	東京都総合相談窓口について、公共機関や民間団体等へのリーフレット配布、ポスター掲出、総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」への掲載など、様々な方法により広く都民に周知します。あわせて、犯罪被害者等支援の関係機関への周知を図るため、リーフレット配布、出張相談等を行います。	・様々な媒体や機会を通じて、東京都総合相談窓口を周知 ・各種啓発イベント等でリーフレットを配布するとともに、都のホームページにより情報発信。 ・リーフレット「犯罪等による被害に遭われた方へ」の作成（10,000部）				総務局
	21	東京都総合相談窓口における多言語対応	東京都総合相談窓口について、ホームページやリーフレットの多言語化による案内を行うなど、日本語を理解できない外国人の犯罪被害者等への情報提供や一定の相談対応ができる体制を整備します。あわせて、他の関係機関における外国人対応窓口等と連携し、必要な支援につなげます。	・東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）のホームページ内に、英語、中国語、韓国語による案内ページを掲載 ・多言語翻訳機を配備し、外国人の犯罪被害者等への一定の対応を行い、必要な支援機関につなげる。				総務局	
	多摩地域における窓口相談の実施	22	東京都総合相談窓口多摩支所の設置・運営	多摩地域等に居住する犯罪被害者等の利便性向上のため、東京都総合相談窓口の支所を多摩地域に設置し、面接相談、カウンセリング、裁判所等への付添支援を実施します。	・多摩地域における犯罪被害者等総合相談窓口を運営（立川市高松2丁目）【相談等件数】143件(電話87件、面接相談24件、付添支援27件、精神的ケア5件) ・多摩地域の市町村・警察署と連携推進				総務局
	東京都総合相談窓口の体制強化	23	東京都総合相談窓口の体制強化に向けた検討	犯罪被害者等の精神的ケアや直接的支援をはじめとしたニーズを踏まえ、適切かつきめ細かな対応を行っていくため、東京都総合相談窓口における機能の強化や支援体制の充実を図ります。	・「東京都犯罪被害者等総合支援会議」（8回開催）等を通じて、東京都総合相談窓口の体制強化に関する検討実施				総務局
	区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化【再掲】	(12)	区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化（再掲）	東京都総合相談窓口と区市町村との連携を更に強化し、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。	再掲				総務局
(11)		東京都総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言（再掲）	東京都総合相談窓口相談員が区市町村窓口を訪問し、犯罪被害者等に対し適切な対応ができるよう、専門的な助言や意見交換等を行います。	再掲				総務局	

第4期東京都犯罪被害者等支援計画 事業一覧

資料3-1

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
2	性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化								
	性犯罪等被害者ワンストップ支援事業の実施	24	電話相談対応（24時間365日）	性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に24時間365日対応し、相談内容に応じて面接相談、病院、警察等への付添い、公認心理師・精神科医師のカウンセリング等、必要な支援につなげます。		・性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に24時間365日対応 ・子供・保護者専用性被害相談ホットライン開設（10月） 【電話相談】9,822件（うちホットライン297件） 【面接相談】277件			総務局
		25	病院・警察等への付添支援	性犯罪・性暴力被害者の相談内容や状況に応じて、病院や警察等への付添支援を行います。		・性犯罪・性暴力被害者の相談内容や状況に応じた相談員による病院や警察等への付添支援の実施 【付添支援】443件			総務局
		26	性犯罪・性暴力被害者への精神的ケア	性犯罪・性暴力被害者の精神的ケアの充実に向けて、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケアを実施します。		・引き続き、精神科医による医療相談を月1回、公認心理師による心理カウンセリングを週1回、性犯罪等被害者ワンストップ支援センター内で実施 【医療相談】27件【心理カウンセリング】219件			総務局
		27	性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報提供の充実	性犯罪等被害者ワンストップ支援事業について、相談窓口や支援内容に関するリーフレット・カード等を作成するとともに、医療機関、小中学校、高等学校、大学、その他関係機関に広く配布し、性犯罪・性暴力被害者支援に係る情報提供の充実を図ります。		・リーフレット、相談窓口を記載したカード、性暴力被害者支援ガイド等を様々な機会を通じて配布し、ワンストップ支援事業や相談窓口を周知 【リーフレット】34,000部作成 【カード】34,000部作成 【子供・保護者専用性被害相談窓口チラシ】36,000部作成			総務局
		28	医療従事者等に対する研修の実施	性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、本事業の協力医療機関の医師・看護師等を主な対象として、性犯罪・性暴力被害者の心理状態や対応方法等について、事例検討を交えた実践的な研修を実施します。		・東京産婦人科医会及び東京精神神経科診療所協会と連携し研修を実施予定 【医療従事者向け研修】オンデマンド配信（1月26日～2月26日） 申込人数429名 ・本研修を通じて、医療従事者等への理解促進と協力医療機関を確保			総務局
		29	専門家懇談会の開催	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の展開について、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくため、学識経験者、弁護士等による専門家懇談会を開催します。		・専門家懇談会を開催（1回） ・性犯罪・性暴力被害者支援に関して、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえたテーマで意見交換実施			総務局
	性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	30	性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関の連携強化	児童相談所、東京都女性相談支援センター、東京ウィメンズプラザ、弁護士会等との連携の強化を図るほか、性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、教育関係機関との連携を強化していきます。		・東京都犯罪被害者等支援推進会議や日常業務を通じて、相互に相談窓口の周知 ・各種支援策や支援事例等の情報提供と関係機関の連携強化 ・ワンストップ支援センターのリーフレットやカードの配布等により相談窓口の情報提供 ・区市町村の相談員等を対象とした性暴力被害者支援研修を東京ウィメンズプラザにて実施 ・スクールカウンセラーを対象とした連絡会で、性犯罪・性暴力等の被害者支援に関する情報について周知（5月25日開催）			総務局 （生活文化スポーツ局） （福祉局） （教育庁）
	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化	31	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化に向けた検討	産婦人科、精神科を含む中核的な病院との安定した連携・協力関係が重要であることから、他道府県の事例を踏まえながら体制強化に向けた検討を進めるとともに、関係機関との連絡調整等のコーディネートや事務的な管理等に必要な人材の配置を検討するなど、関係機関との連携により各種支援を総合的に提供していきます。		・他道府県における性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの運営体制を調査・研究し、体制強化に向けて検討 ・性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターによる支援			総務局

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		性犯罪等被害者への多様な相談方法の提供	32	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおける多言語対応	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターについて、ホームページやリーフレットの多言語化による案内を行うなど、日本語を理解できない外国人の犯罪被害者等への情報提供や一定の相談対応ができる体制を整備します。あわせて、他の関係機関における外国人対応窓口等と連携し、必要な支援につなげます。	・性犯罪等被害者ワンストップ支援センター（SARC東京）のホームページの多言語での掲載や、多言語翻訳機を配備 ・医療費・カウンセリング費用助成の英語・中国語・韓国語版申請書整備	総務局
			33	男性・障害者・性的マイノリティの被害者等への対応	男性、障害者、性的マイノリティの被害者等への対応ができるよう、必要な体制の整備を推進します。	・性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの相談員に対して、男性の被害者等への支援に関する研修を実施 ・性暴力被害者支援ガイドを活用した支援	総務局
			34	SNS等による効果的な相談方法の検討	若年層が相談しやすくなるよう、SNSによる相談等の効果的な方法について検討を進めます。	・国が導入を進める性犯罪・性暴力被害者向けのSNS相談の動向や先行事例などを踏まえ、都としての性犯罪・性暴力被害者のSNS相談開始（令和6年1月開設）	総務局
		産婦人科医療機関との連携強化	35	産婦人科協力医療機関の確保に向けた取組	一般社団法人東京産婦人科医会との連携により、医療従事者等を対象とした研修の充実を図り、犯罪被害者等支援に関する理解促進を図ります。 あわせて、性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関の増加と連携強化を図り、性犯罪・性暴力被害者が安心して診療を受けられる環境整備を推進します。	・東京産婦人科医会との連携により、医療従事者等を対象とした研修について、クリニックも含め周知 【医療従事者向け研修】 オンデマンド配信（1月26日から2月26日） ・研修内容を充実させ、産婦人科の協力医療機関を確保	総務局
			(28)	医療従事者等に対する研修の実施（再掲）	性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、本事業の協力医療機関の医師・看護師等を主な対象として、性犯罪・性暴力被害者の心理状態や対応方法等について、事例検討を交えた実践的な研修を実施します。	再掲	総務局
		精神科の協力医療機関の確保	36	精神科協力医療機関の確保に向けた取組	東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターから紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。	・東京精神神経科診療所協会との連携により、医療従事者等を対象とした研修について、クリニックを含め周知 【医療従事者向け研修】 オンデマンド配信開催（1月26日から2月26日） ・研修内容を充実させ、精神科の協力医療機関確保に向けて、検討	総務局
			(28)	医療従事者等に対する研修の実施（再掲）	性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、本事業の協力医療機関の医師・看護師等を主な対象として、性犯罪・性暴力被害者の心理状態や対応方法等について、事例検討を交えた実践的な研修を実施します。	再掲	総務局

施策名等		事業名	事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
3	犯罪被害者等への情報提供の充実					
	犯罪被害者等への情報提供の充実	37	各種支援策に関する情報提供の充実	都の犯罪被害者等支援の相談窓口や各種支援策に関するリーフレット等を作成し、警察、区市町村、その他関係機関を通じて犯罪被害者等へ配布するほか、総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」、SNS、警視庁ホームページ等の活用により、犯罪被害者等支援に関する情報提供の充実を図ります。 あわせて、警察、区市町村、その他関係機関において適切な情報提供ができるよう、各種会議や研修会等を通じて、情報提供を行います。	・人権部ホームページ「じんけんのとびら」への掲載、都の支援策・相談窓口を紹介するリーフレットの配布などにより、都の相談窓口・支援策等の必要な情報を発信 【広報物】 ・犯罪等による被害に遭われた方へ 10,000部作成 ・性暴力被害を相談したいあなたへ 34,000部作成 ・東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターのカード 34,000部作成 ・子供・保護者専用性被害相談ホットライン及びSNS相談のチラシ作成36,000部作成 ・性被害相談窓口周知動画作成 ・研修、会議等を通じて、区市町村、警察署、弁護士会、その他関係機関へ情報提供	総務局
		38	「被害者の手引」等の作成・交付	犯罪被害者等が、利用可能な制度等について、下記のとおり「被害者の手引」等を作成、交付します。 ・「被害者の手引」（日本語・英語・中国語・韓国語） ・「リーフレット」2種類（「被害にあったら」、「身近な方が被害にあったら」） また、警視庁ホームページにおいて、犯罪被害者等への支援に関する情報を紹介します。 「警視庁指定被害者支援実施要領」に基づき、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」の交付、被害者連絡を実施し、捜査等への支障が生じないように配慮しつつ、捜査状況等を適時適切に情報提供します。	・被害者の手引等の作成、交付 【被害者の手引】 ・身体犯用被害者の手引 日本語版4,800部 英語版1,450部 中国語版1,200部 韓国語版1,200部 ・交通事故用被害者の手引 日本語版4,500部 英語版1,450部 中国語版1,200部 韓国語版1,200部 【リーフレット】 ・「被害にあったら」153,000部 ・「身近な方が被害にあったら」103,000部 ・警視庁ホームページに犯罪被害者等支援関係情報を掲載 ・「警視庁指定被害者支援実施要領」に定める対象事件の被害者等に対し「被害者の手引」を交付 ・被害者連絡の実施と捜査状況の適時適切な情報提供を実施	警視庁
		(20)	東京都総合相談窓口に関する情報提供の充実（再掲）	東京都総合相談窓口について、公共機関や民間団体等へのリーフレット配布、ポスター掲出、総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」への掲載など、様々な方法により広く都民に周知します。あわせて、犯罪被害者等支援の関係機関への周知を図るため、リーフレット配布、出張相談等を行います。	再掲	総務局
		(27)	性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報提供の充実（再掲）	性犯罪等被害者ワンストップ支援事業について、相談窓口や支援内容に関するリーフレット・カード等を作成するとともに、医療機関、小中学校、高等学校、大学、その他関係機関に広く配布し、性犯罪・性暴力被害者支援に係る情報提供の充実を図ります。	再掲	総務局

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		警察における犯罪被害者等の各種相談窓口の周知	39	犯罪被害者ホットライン	「犯罪被害者ホットライン」の相談に対応するとともに、必要に応じ、犯罪被害者等をサポートするため被害者支援都民センターを始めとする関係機関や団体を紹介します。	・「犯罪被害者ホットライン」による相談対応 ・犯罪被害者等をサポートする関係機関や団体の紹介 【電話相談】1,526件	警視庁
			40	ヤング・テレホン・コーナー	少年の悩みごと、困りごとに対する相談窓口として、「ヤング・テレホン・コーナー」を少年育成課に設置し、少年自身からの相談や両親等からの相談に応じるとともに、相談内容に応じた支援を行います。	【電話相談】1,454件 その内、被害に関する相談 犯罪等 91件 いじめ 54件 児童虐待 23件 ※令和5年中	警視庁
			41	少年相談専門職員	心理技術職員を少年相談専門職員として配置し、犯罪等の被害を受けた少年及びその保護者に対して精神的ダメージの軽減のための支援をします。また、必要により、被害少年サポーター（少年警察ボランティア）を活用し、よりきめ細かなサポート活動を実施します。	【少年相談】815件 その内、被害に関する相談 犯罪等 34件 いじめ 24件 児童虐待 3件 ※令和5年中 ・被害少年サポーターによる継続的支援活動を実施	警視庁
		性犯罪被害電話相談「#8103・#8891」の周知	42	性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」	被害が潜在化しやすい性犯罪の被害者支援を充実するため、性犯罪被害相談電話（ハートさん）による相談に適切に対応するとともに、必要に応じ、性犯罪被害者をサポートするため被害者支援都民センターを始めとする関係機関や団体を紹介します。	・「性犯罪被害相談電話」による相談対応 ・性犯罪被害者等をサポートする関係機関や団体の紹介 【電話相談】844件	警視庁
			43	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」	各都道府県の性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」について、様々な機会や媒体を通じて周知し、相談窓口の認知度向上を図ります。	・性犯罪等被害者ワンストップ支援センター及び「#8891」の認知度向上のため、様々な機会や媒体を通じて周知	総務局
		被害者等支援ノート（仮称）を通じた支援【再掲】	(4)	「被害者等支援ノート（仮称）」の作成・交付（再掲）	犯罪被害者等が支援を受ける過程で、被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や、プライバシーに配慮しつつ関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援に必要な情報等を記録する「被害者等支援ノート（仮称）」を、希望に応じて交付する取組を検討します。	再掲	総務局
		他県在住の犯罪被害者等への支援	44	他県在住の犯罪被害者等への支援	都内で犯罪被害に遭った他道府県の住民等について、犯罪被害者等支援に関する相談に応じ、居住する道府県における適切な支援につながるよう、他道府県の総合的対応窓口と連携しながら、必要な情報提供や助言を行います。 あわせて、都内で犯罪被害に遭った都内在勤・在学の方への無料法律相談の実施など、都としても一定の支援を行います。	・都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や他自治体との情報交換を実施 ・東京都総合相談窓口を通じて他道府県等の窓口と連携し、他県在住の犯罪被害者等への支援を実施 ・被害者等支援専門員（コーディネーター）が他府県の担当者と連携して、都から他府県へ移住する被害者への支援を実施	総務局

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		外国人の犯罪被害者等への支援	(21)	東京都総合相談窓口における多言語対応（再掲）	東京都総合相談窓口について、ホームページやリーフレットの多言語化による案内を行うなど、日本語を理解できない外国人の犯罪被害者等への情報提供や一定の相談対応ができる体制を整備します。あわせて、他の関係機関における外国人対応窓口等と連携し、必要な支援につなげます。	再掲	総務局
			(32)	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおける多言語対応（再掲）	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターについて、ホームページやリーフレットの多言語化による案内を行うなど、日本語を理解できない外国人の犯罪被害者等への情報提供や一定の相談対応ができる体制を整備します。あわせて、他の関係機関における外国人対応窓口等と連携し、必要な支援につなげます。	再掲	総務局
		交通事故被害者への相談支援の実施	45	交通事故被害者への相談支援の実施	東京都交通事故相談所において、交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて、損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手続、生活の立て直しのための援護制度等などの相談に応じています。なお、当事者間で示談交渉がまとまらない時は、裁判外紛争処理機関等を案内します。	東京都交通事故相談所において、交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて、損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手続、生活の立て直しのための援護制度等などの相談に応じます。なお、当事者間で示談交渉がまとまらない時は、裁判外紛争処理機関等を案内します。 相談件数3579件、他機関紹介・あっせん件数259件	生活文化 スポーツ局
	4 配偶者暴力・児童虐待等被害者への支援						
			46	東京ウィメンズプラザにおける相談	東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、様々な悩み相談を実施します。また、必要に応じて、法律相談や精神科医による面接相談も実施します。	東京ウィメンズプラザにおける相談 31,721件 本人からのDV被害者相談 4,332件 DV法律相談 64件 精神科医師による相談（DV） 19件 男性相談（DV）178件	生活文化 スポーツ局
			47	女性相談支援センターにおける相談・支援等	困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族に対し、各般の相談及び支援を行うことにより、その福祉の増進を図ります。	■相談受付実人員 ・電話・手紙相談者 45,735人 ・来所・出張・巡回相談者 1,525人 ○内訳 ＜婦人相談員＞ ・電話・手紙相談者 43,782人 ・来所・出張・巡回相談者 909人 ＜その他の職員＞ ・電話・手紙相談者 1,953人 ・来所・出張・巡回相談者 616人	福祉局
			48	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	東京ウィメンズプラザにおいて、都内区市町村における配偶者暴力相談支援センターの機能整備を支援するため、各部署への聞き取り調査や出前講座、情報発信等を通じて、整備に当たったの課題の把握や助言等を行います。	東京ウィメンズプラザ 都内区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備に向けた聞き取り調査 4区市町村 出前講座 15区市町村 情報発信（窓口通信） 3回	生活文化 スポーツ局
			49	配偶者暴力に係る区市町村相談員等への研修・演習の実施	区市町村において、配偶者暴力に係る相談事業を担う相談員・関係職員に対し、被害者への適切な支援、早期発見等に必要な知識・情報を提供する研修、演習を実施します。	・区市町村相談員向けスーパーバイズ 12回 ・職務関係者研修 5回 ・コーディネート研修 2回	生活文化 スポーツ局

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		配偶者暴力等に係る相談支援の実施	50	民間団体への支援	東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力防止等に関する民間団体に対し、その自主的な活動や調査等に係る経費の一部を補助するほか、配偶者暴力被害者等支援に必要な民間団体等の人材養成のための講座を実施します。	D V 防止等民間活動助成事業助成金 D V 防止等民間活動助成事業アドバイザー派遣	生活文化 スポーツ局
			51	「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」の開催	「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」により、配偶者暴力の防止、被害者の安全確保及び支援等の総合的な取組について検討し、関係機関との連携を図ります。	東京都配偶者暴力対策基本計画の進捗状況確認及び意見交換等を実施 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議 2回 配偶者暴力対策推進部会 2回 配偶者暴力対策連携部会 3回	生活文化 スポーツ局
			52	「自立支援講座」・「子供広場」の開催	東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的として「自立支援講座」（こころのサポート、生活自立支援等）を開催します。 また、配偶者暴力を目の当たりにして育った子供の精神的ケアを中心に母子で学ぶ「子供広場」を開催します。	「自立支援講座」実施 48回 （生活自立支援講座36回、こころのサポート講座12回） 「子供広場」実施 14回	生活文化 スポーツ局
			53	男性のための悩み相談	東京ウィメンズプラザ実施事業として、男性のための悩み相談を行い、配偶者暴力等の被害について男性からの相談を受け付けます。	東京ウィメンズプラザ 男性のための悩み相談 総件数1,319件 （うちD V 被害者相談178件）	生活文化 スポーツ局
			54	配偶者暴力被害者に対する情報提供・助言	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、配偶者暴力被害者への保護命令の申立てに係る書面の作成及び安全な生活を確保するために必要な情報提供・助言を行うとともに、必要に応じて各警察署と連携するなど、適切に対応します。	東京ウィメンズプラザ 保護命令申立てに係る書面提出 1件	生活文化スポーツ局 （福祉局）
			54			東京都女性相談支援センター 保護命令申立てに係る書面提出 2件	福祉局 （生活文化スポーツ局）
			55	配偶者暴力被害者等の暴力被害者への心理支援	女性相談支援センターでは、配偶者暴力被害者とその同伴する家族に安全・安心な場を提供し、心身の回復を図る支援を行っています。配偶者暴力被害者や同伴する家族に心理学的、医学的支援を行い、必要に応じて精神科診察につなげます。	配偶者等からの暴力への心理的支援として、一時保護入所時の段階で精神的健康状態が著しく悪いと思われる場合、早急に心理面接を行い、必要に応じて精神科治療へつなぐなど、関係機関との連携を密にしながら、迅速な対応を行っている。	福祉局
			56	母子生活支援施設への運営指導	母子を入所させ自立に向けて支援を行う母子生活支援施設に対し、運営費の補助を行うとともに、運営指導を行います。	母子生活支援施設23施設 措置費都負担金 417,952,039円 産休代替 677,000円 都措置分支弁費 13,623,742円	福祉局
			57	若年被害女性等への支援	暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、状況等に応じて公的機関等につなぎます。	5事業者に対して交付決定 交付決定総額：170,999,000円	福祉局

第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画 事業一覧

資料3－1

施策名等				事業名	事業の概要	令和 5 年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		配偶者暴力等被害者の一時保護	58	緊急一時保護	暴力や人身取引等の被害を受けた女性の緊急一時保護を女性相談支援センターで行い、必要な支援につなげます。	緊急の保護が必要な女性及び同伴児童を対象に、本人の希望及び原則として福祉事務所長の依頼に基づき、一定期間保護を行っている。	福祉局
			59	来日外国人女性緊急保護事業補助	女性相談支援センターにおいて、緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図る事業を実施する社会福祉法人等に対して補助を行っています。	社会福祉法人等に対し補助を実施し、関係者連絡会を開催（1 回開催）	福祉局
			60	女性自立支援施設退所者自立生活援助事業補助	女性相談支援センターにおいて、女性自立支援施設退所者が地域社会で安定した生活を送れるよう、自立のために必要な相談、支援等の援助を行う事業を実施する社会福祉法人に対して補助を行っています。	婦人保護施設 3 施設の事業に対し補助を実施	福祉局
			61	人身取引被害女性の緊急一時保護及び支援	女性相談支援センターにおいて、「人身取引行動計画 2 0 2 2」（内閣府）に基づく人身取引被害女性の緊急一時保護及び被害女性の帰国を含むその後の自立に向けた具体的支援を関係機関と連携を取りながら実施しています。	人身取引被害女性の緊急一時保護及び支援支援対象 0 人	福祉局
			62	配偶者暴力被害者等の一時保護・自立支援	女性相談支援センターでは、配偶者暴力被害者とその同伴する家族を一時保護し、福祉事務所等と連携して自立の支援を行います。また、女性自立支援施設では、就労及び生活等自立の促進のための支援を行っています。	一時保護は女性相談センター及び婦人保護施設等への一時保護委託により対応している。一時保護期間中に保護担当職員、医務、心理など専門職及び福祉事務所等と連携して自立に向けた支援を実施。また、婦人保護施設では、都内 5 か所、都外 1 か所において自立に向けた就労及び生活に関する支援等を実施している。	福祉局
		ストーカー事案等への適切な対応	63	ストーカー事案対応	ストーカーに関する相談があった際は、警察署と人身安全対策課が連携し事案の危険性や切迫性を的確に判断し、ストーカー行為者に対する検挙等の措置と被害者等の保護対策の双方を迅速に実施することで、被害者の安全確保を最優先に考えた対応をとっています。	【ストーカー事案相談】 1,444件 書面警告 418件 禁止命令等 260件 検挙 196件 ※令和 5 年中	警視庁
			64	ストーカー被害者等への一時宿泊施設利用費用の公費支出	ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設を提供するとともに費用を公費で支出します。	・ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等に対して一時避難等に係る費用を支出	警視庁
			65	ストーカー被害者等への転居費用の公費支出	平成 2 9 年 8 月より、ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、事案の危険性が高く、経済的事情により転居することが困難であると認められる被害者等に対し、転居費用について公費で支出しています。	・ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等に対して転居に係る費用を支出	警視庁
			66	初期段階からの人身安全対策の推進	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、殺人、誘拐等の犯罪に発展するおそれのある行方不明事案、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案、子ども及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案は、事態が急転して重大な事件に発展するおそれが極めて高いことから、初期段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処に当たります。	・人身安全関連事案の初期段階において、各部門が共同して対応にあたり、警察活動の他、各種制度活用及び公費支援等による対応を実施	警視庁

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		児童虐待に係る相談支援の実施	67	児童相談所の体制と取組の強化	児童虐待を始め、困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図った。	福祉局
			68	児童相談所における被害児童等への支援	18歳未満の犯罪被害児童及び被虐待児童については、児童相談所において、専門職員などによる継続的カウンセリングなど支援を実施します。	様々な困難性を有している虐待ケースについて、各児童相談所が「児童虐待ケース援助作業委員会」を設け、必要に応じて医師、弁護士の助言を得て問題解決を図った。	福祉局
			69	児童相談所における協力医師制度	児童虐待が疑われる傷病等のある困難ケースについて、医学的知見を得ることにより、児童相談所における迅速かつ適切な相談援助業務を図ります。	医学的見地から児童の外傷等の原因を推察し、意見、診断を得ることで、児童相談所の措置決定までの期間や一時保護期間の短縮を図り、早期に児童の生活の安定を図った。	福祉局
			70	子供家庭支援センター等における児童家庭相談・在宅サービス	子供家庭支援センター等を中心とした児童家庭相談・在宅サービスの充実により、児童虐待につながる可能性のある育児不安や子育ての悩みを抱えた親への支援を実施します。	○子供家庭支援センター事業については、平成21年度から子供家庭区市町村包括補助事業にて実施 (特別区分については、平成19年度から都補助金から財調に振替。)。 ○令和6年3月末現在、61区市町村において実施	福祉局
			71	東京都要保護児童対策地域協議会の設置	「東京都要保護児童対策地域協議会」を設置し、保護を要する児童の早期発見や適切な保護のため、関係機関と情報交換、支援内容の協議を行うなど、連携を図っています。	○児童虐待事案に対する連携のあり方について協議する東京都要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催 1回開催（11月）	福祉局
		児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護	72	一時保護所における保護	区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。	児童相談所の一時保護所については、施設の整備及び居住環境の改善に努め、必要な児童を速やかに一時保護を実施。	福祉局
			73	里親研修の実施	里親研修や養育相談等を通じ、被虐待児童等への理解促進及び里親が行う養育の支援を行います。	認定前研修 延べ20回実施済み 更新時研修 延べ20回実施済み	福祉局

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援									
1	経済的負担の軽減								
	見舞金の給付	74	見舞金給付	犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、遺族見舞金、重傷病見舞金をそれぞれ迅速に給付し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図ります。	・東京都総合相談窓口・警視庁等との連携による制度周知 ・対象者への円滑な支給など、適切な運用 【見舞金給付】50件				総務局
	転居費用の支援	75	転居費用助成	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を都が負担します。	・東京都総合相談窓口・警視庁等との連携による制度周知 ・対象者への円滑な支給など、適切な運用 【転居費用助成】37件				総務局
	一時的な宿泊費用の支援	76	一時宿泊施設利用費用助成	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、その一部を都が負担します。	・警視庁等との連携による制度周知と適切な運用 【一時宿泊施設利用費用助成】 1 件				総務局
	医療費・カウンセリング費用の支援	77	医療費・カウンセリング費用助成	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、その一部を都が負担します。	・性犯罪等被害者ワンストップ支援センター・警視庁・医療機関等との連携による制度周知 ・対象者への円滑な支給など、適切な運用 【医療費・カウンセリング費用助成】90件				総務局
	無料法律相談の実施	78	無料法律相談の実施	捜査手続、裁判手続等のほか、犯罪被害に遭ったことによるインターネット等における誹謗・中傷やマスコミ対応等の二次的被害など、犯罪被害者等が抱える様々な法律問題に対して、弁護士会等との連携による無料法律相談を実施します。	・弁護士会・警視庁等との連携による適切な運用と制度周知 【無料法律相談】262件				総務局
	被害者参加制度における弁護士費用の支援	79	被害者参加制度における弁護士費用助成	犯罪被害者等が、刑事裁判における被害者参加制度を利用するに当たって弁護士による支援を受けられるよう、国選被害者参加弁護士制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、被害者参加制度における弁護士費用について、その一部を都が負担します。	・弁護士会等との連携による適切な運用と関係機関への制度周知 【被害者参加制度における弁護士費用助成】 4 件				総務局
	犯罪被害給付制度の周知	80	犯罪被害給付制度の周知	犯罪被害給付制度の対象となる犯罪被害者等に対して、制度の周知徹底に努めるとともに、適切な教示と迅速な裁定を行います。	・ホームページへの掲載等を通じて広報するとともに、犯罪被害者等に対して「被害者の手引」や「パンフレット」の交付による教示を行った。 ・給付金の仮給付を推進し、迅速な給付に努めた。 ・申請から裁定までの平均処理期間は、約8か月				警視庁

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		警察における公費支出 制度の周知	81	犯罪被害者に対する診断書料等の公費支出	傷害事件等の被害者に対して、その診断書料等を一定の条件の下、公費で支出します。 また、性犯罪の被害者に対して、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に必要な費用の一部を、一定の条件の下、公費で支出します。	・職員に対する研修において制度周知の教養を実施 ・被害者等に対し、診断書459通、診察料987回、緊急避妊薬費用199人、性感染症検査費用330人、カウンセリング費用14人147回分を公費で支出	警視庁
			82	犯罪被害者等への一時宿泊施設利用費用の公費支出	犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を提供し、その宿泊料を公費で支出します。	・職員に対する研修において制度周知の教養を実施 ・協力宿泊施設との連携 ・対象事件の被害者等に対し、宿泊施設を提供（5件、7名）	警視庁
			83	遺体搬送費の公費支出	司法解剖に係る遺体搬送費を、公費で支出します。	・司法解剖時の遺体搬送に要した費用を支出	警視庁
			84	犯罪被害者宅の清掃に要する費用の公費支出	被害者宅が事件発生現場となった場合のハウスクリーニングに要する費用について、一定の条件の下に公費支出を行い、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	・職員に対する研修において制度周知の教養を実施 ・被害者宅の清掃実績なし	警視庁
			85	犯罪被害による遺体修復に要する費用の公費支出	司法解剖を行った被害者の遺体修復費用について、一定の条件の下に公費支出を行い、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	・職員に対する研修において制度周知の教養を実施 ・犯罪被害により亡くなった方のご遺体に対し、遺体修復に要する費用を支出（12件）	警視庁
			86	犯罪被害者遺族等に対する供花等に要する費用の支出	犯罪被害者及び遺族等への弔意を示すため、供花等に要する費用を公費で支出し、その精神的負担の軽減を図ります。	・職員に対する研修において制度周知の教養を実施 ・犯罪被害者及びご遺族に対し、供花等に要する費用を支出（124件）	警視庁
			(64)	ストーカー被害者等への一時宿泊施設利用費用の公費支出（再掲）	ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設を提供するとともに費用を公費で支出します。	再掲	警視庁
			(65)	ストーカー被害者等への転居費用の公費支出（再掲）	平成29年8月より、ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、事案の危険性が高く、経済的事情により転居することが困難であると認められる被害者等に対し、転居費用について公費で支出しています。	再掲	警視庁

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
2	精神的支援の充実								
	精神科医等によるカウンセリングの充実	(18)	精神科医等によるカウンセリング（再掲）	東京都総合相談窓口において、精神科医・公認心理師等によるカウンセリングを実施するとともに、犯罪被害者等への精神的ケアの充実を図ります。		再掲		総務局	
		(19)	オンライン方式によるカウンセリングの実施（再掲）	来所することが困難な犯罪被害者等に対して、オンライン方式によるカウンセリング（精神的ケア）を行います。		再掲		総務局	
		(26)	性犯罪・性暴力被害者への精神的ケア（再掲）	性犯罪・性暴力被害者の精神的ケアの充実に向けて、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケアを実施します。		再掲		総務局	
		87	被害者カウンセラーによるカウンセリング	・性犯罪、その他重大な事件・事故の被害者等を対象にカウンセリングを実施 【新規受理件数】継続実施 【総面接件数】継続実施		・性犯罪、その他重大な事件・事故の被害者等を対象にカウンセリングを実施 【新規受理件数】57件 【総面接件数】274件		警視庁	
	精神科の協力医療機関の確保【再掲】	(36)	精神科協力医療機関の確保に向けた取組（再掲）	東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターから紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。		再掲		総務局	
		(28)	医療従事者等に対する研修の実施（再掲）	性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、本事業の協力医療機関の医師・看護師等を主な対象として、性犯罪・性暴力被害者の心理状態や対応方法等について、事例検討を交えた実践的な研修を実施します。		再掲		総務局	
	医療費・カウンセリング費用の支援【再掲】	(77)	医療費・カウンセリング費用助成（再掲）	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、その一部を都が負担します。		再掲		総務局	
	学校における相談体制の充実等への支援	88	スクールカウンセラーを含む公認心理師等に対する研修の実施	犯罪被害に遭った児童・生徒への的確な対応や適切な精神的ケアを行うことができるよう、東京公認心理師協会等との連携により、スクールカウンセラーを含む公認心理師等を対象とした研修を実施します。 性犯罪・性暴力の被害者への支援制度について、スクールカウンセラーへの周知を図ります。		・スクールカウンセラーを対象とした連絡会で、性犯罪・性暴力等の被害者支援に関する情報について周知（5月25日開催）		教育庁（総務局） （警視庁）	
		89		犯罪被害に遭った児童・生徒への中長期にわたる精神的支援に当たって、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センター、学校、地域が連携して対応するよう努めます。		・被害者等支援専門員（コーディネーター）により、関係機関への調整・繋ぎ等を支援		総務局	
		89	スクールカウンセラー・アドバイザースタッフによる心のケア	スクールカウンセラーの活用、アドバイザースタッフの派遣により、少年被害者を含む児童・生徒の心のケアを実施し、学校への支援を行います。犯罪被害にあった児童・生徒への中長期にわたる精神的支援に当たっては、学校、地域、警察等が連携して対応できるようにします。		・継続して、都内における全ての公立小学校、中学校、高等学校（全課程）において、スクールカウンセラーを配置、連絡会の充実を図り、学校における教育相談体制を一層推進 ・いじめ、不登校、集団不適応等の健全育成上の中・長期的な対応並びに児童・生徒等の問題行動の未然防止及び事件・事故後の初期対応をするため、東京都教育相談センターがアドバイザースタッフを82回派遣、心のケア支援を実施		教育庁 警視庁	

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
3	日常生活への復帰支援								
	転居費用の支援【再掲】	(75)	転居費用助成（再掲）	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を都が負担します。		再掲		総務局	
	一時的な宿泊費用の支援【再掲】	(76)	一時的宿泊施設利用費用助成（再掲）	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、その一部を都が負担します。		再掲		総務局	
	都営住宅への入居優遇制度	90	都営住宅への入居優遇制度	都営住宅入居者の公募において、配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯について、当せん確率が一般申込者の5倍となる優遇抽せん制度を実施しており、同制度の一層の周知を図ります。 また、配偶者暴力被害者については、特例として単身での申込みに対応できるようにしています。		・都営住宅における犯罪被害者世帯向けの優先入居（優遇抽せん制度）について、東京都総合相談窓口や警察署の被害者相談窓口等で配布される犯罪被害者支援の冊子等に制度や問合せ先を掲載。 ・年2回（5月、11月）の募集で、配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯について、優遇抽せんを実施 ・年4回（5月、8月、11月、2月）の募集で、配偶者暴力被害者について、単身者向募集を実施		住宅政策本部	
	住宅セーフティネット制度に基づく支援	91	住宅セーフティネット制度に基づく支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である「東京ささエール住宅」の登録を促進するとともに、登録住宅の情報提供や居住支援法人による入居支援等を実施します。		・東京ささエール住宅の登録促進 登録戸数：52,981戸（5年度末時点） ・居住支援法人の指定 法人数：53法人（5年度末時点）		住宅政策本部	
	東京しごとセンター等における就業支援	92	東京しごとセンター等における就業支援	東京しごとセンターにおいて、犯罪被害者等で就業を希望する人に対し、カウンセリングや就職活動のためのセミナー、職業紹介等の支援を実施します。		東京しごとセンター利用実績 ・延利用者数：267,748人 （新規31,962人、再来206,317人、総合相談等29,469人） ・就職者数：12,765人		産業労働局	
	職業能力開発センターにおける職業訓練	93	職業能力開発センターにおける職業訓練	都立職業能力開発センターにおいて、犯罪被害者等で就業を希望する人に対し、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施します。		職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：定員 6,805名 入校 4,011名 （2年制の2年生は除く）		産業労働局	
	労働相談情報センターにおける労働相談	94	労働相談情報センターにおける労働相談	東京都労働相談情報センターにおいて、犯罪被害者等で労働問題について相談を希望する人に対し、職場における労働問題全般に関する相談を実施します。		相談形態：来所・電話・出張・その他 相談件数：42,642件 【内訳】来所7,311件、電話25,917件、出張1,233件、その他8,181件		産業労働局	
	都立病院における相談・窓口紹介	95	都立病院における相談・窓口紹介	都立病院の患者の療養生活等を総合的に支援する患者・地域サポートセンターにおいて、患者やその家族のニーズに応じた医療福祉相談・看護相談等を行う中で、必要に応じて関係機関の窓口を紹介します。		患者・家族のニーズに応じた医療福祉相談・看護相談等に対応し、患者の転院支援や関係機関の窓口の紹介などを実施		保健医療局	

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		福祉・生活関連サービス等に関する情報提供	96	都立（総合）精神保健福祉センターにおける相談等の実施	各都立（総合）精神保健福祉センターにおける精神的な悩みやこころの病気に関する相談を関連機関と協力しながら実施します。 また、行政職員や精神保健福祉関係職員で、精神保健福祉実務経験者を対象に、相談援助の知識と技術を学ぶ研修会等を行い、支援体制の充実を図ります。	【精神保健福祉相談】 （精神保健福祉センター） ・犯罪被害に関する相談 15件 ・DVに関する相談 112件 （多摩総合精神保健福祉センター） ・犯罪被害に関する相談（電話） 3件 ・DVに関する相談（電話） 58件 （中部総合精神保健福祉センター） ・犯罪被害に関する相談 21件 ・DVに関する相談 252件 【精神保健福祉研修】 （精神保健福祉センター） ・犯罪被害者支援関連の研修の実施はなし。精神保健福祉の支援に携わる職員向けに相談援助の知識と技術を学ぶ研修会を実施した。 （多摩総合精神保健福祉センター） ・犯罪被害者支援について研修実施はないが、行政職員や精神保健福祉関係職員に対して、精神保健福祉に関する相談援助の知識、技術を学ぶ研修会を実施した。 （中部総合精神保健福祉センター） ・精神保健福祉の支援に携わる職員向けに相談援助の知識と技術を学ぶ研修会を実施した。 ※オンライン/ハイブリッド方式 ・「トラウマについて理解し、支援に生かす」（512名参加/ハイブリッド） ・「精神保健福祉基礎研修2」（438名参加/ハイブリッド） ※精神疾患の理解と対応 ・「認知行動療法研修1」（307名参加/ハイブリッド） ・「相談援助技術研修2」（321名参加/オンライン） ※障害の特徴と対応の在り方を学ぶ ・「自殺対策研修1」（276名参加/ハイブリッド） ・「相談援助技術研修1」（32名/演習） ※困難事例 ・「認知行動療法研修2」（32名/演習） ・「自殺対策研修2」（33名参加/演習）	福祉局
			97	保健所における精神保健福祉相談	保健所における精神保健福祉相談の一環として、虐待、アルコール依存、薬物依存、配偶者暴力等の被害に関して本人やその家族及び関係者を対象に、保健師や専門医による相談を実施します。	・保健師による面接や電話相談のほか、必要に応じて家庭訪問を実施 ・精神障害を早期に発見し適正な医療へ導入するため、精神科専門医による個別相談を実施 ・関係機関との連絡会議を実施	保健医療局
			98	一時費用貸付	既存の貸付制度を活用して、一時費用（転居費、就職支度金等）の貸付けを行います（母子及び父子福祉資金、女性福祉資金、生活福祉資金）。	・生活福祉資金 対象者への円滑な貸付など、適切な運用	福祉局
			99	無料低額診療事業	生計が困難状況にある方のために、無料又は低額な料金で診療を行います。	東京都内の57施設で実施	福祉局
			100	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」において、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の診療ができる医療機関を紹介しています。	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」において、毎日24時間、医療機関に関する情報提供を行った。 （実績：保健医療福祉相談（医療機関案含む）53,415件、夜間休日医療機関案内64,307件）	保健医療局

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
4	二次的被害・再被害の防止に向けた取組								
	犯罪被害者等へのプライバシー等の配慮	101	性犯罪捜査員による適切な支援	警視庁本部関係各課及び警察署に性犯罪捜査員（女性警察官）を指定して配置し、性犯罪被害者へ適切な支援を行います。		・各種講習における捜査員に対する被害者支援の周知 ・性犯罪捜査員等による適切な支援の実施		警視庁	
		102	犯罪被害者等の心情への配慮	各警察署に整備された被害者相談室を犯罪被害者等の事情聴取等に活用するほか、犯罪被害者支援室及び各警察署に、被害者支援車両又はプライバシーガラス装着車を配備して、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した犯罪被害者等支援にあたります。		・犯罪被害者等の事情聴取では、被害者相談室を活用 ・被害者支援車両又はプライバシーガラス装着車を活用して、犯罪被害者等のプライバシーに配慮した被害者支援を実施		警視庁	
		103	犯罪被害者等のプライバシー保護	「警視庁犯罪被害者支援要綱」に基づき、犯罪被害者等支援に関する広報に当たっては、被害者のプライバシーに十分配慮しています。特に、事件について報道発表を行う場合は、当該事件の被害者に対し、事前に必要な情報を提供するように努めます。		・「警視庁犯罪被害者支援要綱」に基づき、事件・事故に関する広報については、被害者等のプライバシーに十分配慮し、広報を行う場合は事前に必要な情報を提供するように努めた。		警視庁	
	再被害の発生防止に向けた取組	104	再被害防止に向けた教育機関等との連携	「警視庁スクールサポーター運用要綱」、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」、「セーフティ教室等事業の実施」に基づき、再被害防止に向けて教育関係機関・団体と連携を図ります。		・スクールサポーターを少年育成課及び95の警察署（丸の内警察署、東京空港警察署及び島部警察署を除く）に配置 ・学校訪問、児童生徒の安全確保対策及びセーフティ教室等を通じた学校との連携		警視庁	
		105	加害者に関する情報提供	法務省等から受けた加害者に関する情報のほか、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察が所在不明となった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に関する情報を把握した場合は、それを保護観察所へ提供します。		・所在不明となった仮釈放者等に関する情報を保護観察所へ提供		警視庁	
		106	出所後の居住確認等の実施	法務省から警察庁を経由して「子どもを対象とした暴力的性犯罪の出所者」に関する情報の提供を受けた場合は、出所情報に基づき出所後の居住確認等を実施します。		・「再犯防止措置対象者」（子供を対象とした暴力的性犯罪の出所者）に対する出所者情報の提供を受けた場合、出所後、関係機関と緊密な連携を図り、それぞれ確実な居住確認や面談を実施		警視庁	
		107	パトロール等による再被害の発生防止	同じ加害者から再び危害が加えられるおそれのある犯罪被害者等に対し、「再被害防止要綱」に基づき、機械警備、防犯指導、パトロール等を実施し、再被害の発生を防止します。		・同じ加害者から再び危害を加えられるおそれのある被害者等に対し、「再被害防止要綱」に基づき再被害防止対象者に指定し、防犯指導やパトロールを実施し、再被害防止に努めた。		警視庁	
		108	人身安全関連事案における再被害の防止に向けた連携・協力	ストーカー行為等の規制等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づき、再被害の防止に向けての対策及び関係機関や団体と連携を図ります。		・ストーカー行為等の規制等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づき、再被害防止対策を構築するため、関係機関及び支援団体等との連携を実施		警視庁	

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		暴力団犯罪による被害からの回復	109	暴力団犯罪による被害からの回復	暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士会と連携して、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。	・暴力団犯罪被害者に対する見舞金を支給 ・暴力団犯罪被害に係る民事訴訟費用の貸付金を支給	警視庁
			110	暴力団等からの保護対策の実施	暴力団等から危害を加えられるおそれのある人に対し、保護対策を実施します。	・保護対象者に対する危険防止措置を講じた。	警視庁
		転居費用の支援【再掲】	(75)	転居費用助成（再掲）	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を都が負担します。	再掲	総務局
		一時的な宿泊費用の支援【再掲】	(76)	一時宿泊施設利用費用助成（再掲）	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、その一部を都が負担します。	再掲	総務局
		配偶者暴力等被害者の一時保護【再掲】	(58)	緊急一時保護（再掲）	暴力や人身取引等の被害を受けた女性の緊急一時保護を女性相談支援センターで行い、必要な支援につなげます。	再掲	福祉局
			(59)	来日外国人女性緊急保護事業補助（再掲）	女性相談支援センターにおいて、緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図る事業を実施する社会福祉法人等に対して補助を行っています。	再掲	福祉局
			(60)	女性自立支援施設退所者自立生活援助事業補助（再掲）	女性相談支援センターにおいて、女性自立支援施設退所者が地域社会で安定した生活を送れるよう、自立のために必要な相談、支援等の援助を行う事業を実施する社会福祉法人に対して補助を行っています。	再掲	福祉局
			(61)	人身取引被害女性の緊急一時保護及び支援（再掲）	女性相談支援センターにおいて、「人身取引行動計画2022」（内閣府）に基づく人身取引被害女性の緊急一時保護及び被害女性の帰国を含むその後の自立に向けた具体的支援を関係機関と連携を取りながら実施しています。	再掲	福祉局
			(62)	配偶者暴力被害者等の一時保護・自立支援（再掲）	女性相談支援センターでは、配偶者暴力被害者とその同伴する家族を一時保護し、福祉事務所等と連携して自立の支援を行います。また、女性自立支援施設では、就労及び生活等自立の促進のための支援を行っています。	再掲	福祉局

施策名等				事業名	事業の概要	令和 5 年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		ストーカー事案等への適切な対応【再掲】	(63)	ストーカー事案対応（再掲）	ストーカーに関する相談があった際は、警察署と人身安全対策課が連携し事案の危険性や切迫性を的確に判断し、ストーカー行為者に対する検挙等の措置と被害者等の保護対策の双方を迅速に実施することで、被害者の安全確保を最優先に考えた対応をとっています。	再掲	警視庁
			(64)	ストーカー被害者等への一時宿泊施設利用費用の公費支出（再掲）	ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設を提供するとともに費用を公費で支出します。	再掲	警視庁
			(65)	ストーカー被害者等への転居費用の公費支出（再掲）	平成29年8月より、ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等について、事案の危険性が高く、経済的事情により転居することが困難であると認められる被害者等に対し、転居費用について公費で支出しています。	再掲	警視庁
			(66)	初期段階からの人身安全対策の推進（再掲）	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、殺人、誘拐等の犯罪に発展するおそれのある行方不明事案、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案、子供及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案は、事態が急転して重大な事件に発展するおそれが極めて高いことから、初期段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処に当たります。	再掲	警視庁
		児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護【再掲】	(72)	一時保護所における保護（再掲）	区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。	再掲	福祉局
			(73)	里親研修の実施（再掲）	里親研修や養育相談等を通じ、被虐待児童等への理解促進及び里親が行う養育の支援を行います。	再掲	福祉局
		インターネットにおける人権侵害に関する法律相談	111	インターネットにおける人権侵害に関する法律相談	インターネットにおける書き込みなどにより、犯罪被害者等への誹謗中傷等の内容を含む名誉毀損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題に対して、法律的な助言を行うため、弁護士による無料相談を実施します。	・人権プラザにおいて、インターネットにおける人権侵害に関する法律相談を実施【インターネットにおける人権侵害に関する法律相談】21件	総務局

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		青少年のインターネット等トラブルへの相談対応等	112	青少年のネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営等	・ 青少年のネット・スマホのトラブル相談窓口（ネット・スマホのなやみを解決『こたエール』）において適切に相談に応じます。 ・ 青少年のインターネット利用に起因する性被害等防止のため、青少年や保護者等を対象に、ネットトラブルの実態や相談窓口等を掲載したリーフレットを作成・配布するとともに、ネット利用に起因する性被害等の実態や危険性、被害防止対策を伝える「ファミリールール講座」等を実施し、啓発を推進します。	・ ネット・スマホのなやみを解決『こたエール』 相談件数：1,859件 ・ ネット・スマホ適正利用啓発リーフレット等配送 小学5年生向け：134,000部 中学1年生向け：132,000部 小学5年生・中学1年生保護者向け：265,000部 新小学1年生保護者向け：160,000部 ・ SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化 インターネット広告 リーフレット配送（高校1年生向け）：127,000部 ・ ネット適正利用啓発講座「ファミリールール講座」 開催回数：804回、参加者：139,172人 ・ 「SNSトラブル防止動画コンテスト」 応募総数：363点（そのうち、最優秀賞など14作品を表彰） ・ 「メタバース教室」 参加数：184アカウント	生活文化 スポーツ局
		無料法律相談の実施【再掲】	(78)	無料法律相談の実施（再掲）	捜査手続、裁判手続等のほか、犯罪被害に遭ったことによるインターネット等における誹謗・中傷やマスコミ対応等の二次的被害など、犯罪被害者等が抱える様々な法律問題に対して、弁護士会等との連携による無料法律相談を実施します。	再掲	総務局

施策名等		事業名		事業の概要		令和５年度　実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
基本的な方向Ⅱ　犯罪被害者等を支える社会の形成									
施策の柱４　都民の理解の増進									
1　都民の理解の増進									
様々な機会・媒体を通じた広報・啓発の展開	113	多様な媒体を通じた広報・啓発の実施	犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性について、リーフレット、ポスター、パネル、映像資料等の広報・啓発のためのツールを作成します。また、ホームページやSNS等の多様な媒体を通じて、幅広い層を対象とした広報・啓発事業を実施します。		・都民の理解を効果的に促進するためのリーフレット、パネル、映像資料等を作成し、関係機関と連携しながら、多様な方法で広報 【広報物】 ・犯罪等による被害に遭われた方へ　10,000部作成 ・新宿西口デジタルサイネージへの動画掲載(令和５年11月25日～12月24日、　2月９日～3月31日) ・電車広告（令和５年11月27日～12月３日） ・SNS広告実施（令和5年12月18日～令和6年１月19日） ・Tokyo被害者支援ノート　1,900部作成			総務局	
	114	各種啓発イベントの機会を活用した啓発事業の実施	警察、区市町村、民間団体等が実施する様々な啓発事業等の機会を通じて、幅広い層を対象とした広報・啓発事業を実施します。		・警察、区市町村、地域で活動する民間団体等と連携し、各種啓発イベントを通じた広報啓発活動を実施 （憲法週間行事、各種研修、スポーツイベント、犯罪被害者支援キャンペーン、犯罪被害者週間行事、ヒューマンライツフェスタなど）			総務局 (警視庁)	
	115		警察、区市町村、地域で活動する民間団体等、多様な主体との連携を進め、様々な啓発イベントの機会を活用し、リーフレットの配布やポスターの掲出、各種広報紙により、広報啓発活動を実施します。		・関係機関及び区市町村等との合同キャンペーンを実施 ・リーフレットの配布やポスター掲出など広報啓発活動を実施			警視庁 (総務局)	
	116	スポーツ等の各種イベント等の機会を活用した啓発事業の実施	スポーツ団体等との連携による幅広い層をターゲットとした広報啓発事業やするほか、事件・事故により家族を亡くした遺児とその保護者を各種スポーツイベント等に招待する活動を通じて、犯罪被害者等を支える機運の向上を図ります。		・スポーツ団体等との連携による人権啓発事業、警視庁との連携による被害者遺児等招待イベント（11月４日開催ＪリーグYBCルヴァンカップ決勝）を通じた広報啓発活動を実施			総務局 (警視庁)	
	117		・スポーツ団体等と連携し各種のイベント等の機会を活用するなど、より広い層をターゲットとして啓発事業を実施し、犯罪被害者等の置かれた状況に関する理解の促進を図ります。 ・事件・事故により家族を亡くした遺児とその保護者を各種イベント等に招待するとともに、活動を通じて社会全体に犯罪被害者支援に対する理解の促進を図るなど、犯罪被害者等を支える機運向上に向けた活動を行います。		・事件・事故により家族を亡くした遺児とその保護者を、各種イベントに招待（プロスポーツ観戦４回、音楽コンサート２回、社会見学１回）			警視庁 (総務局)	
	118		「もう一度会いたい（遺族の手記）」の配布	交通安全運動、安全運転管理者講習等で、被害者支援都民センターが作成している、交通事故の被害者遺族等の手記を掲載した小冊子「もう一度会いたい（遺族の手記）」を配布します。		・「もう一度会いたい（遺族の手記）」を各署に配布し、受付等に設置したほか各講習等で配布、朗読 【配布数】6,630部			警視庁
犯罪被害者週間行事の効果的な実施	119	犯罪被害者週間行事の効果的な実施	「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とし、区市町村との連携により実施する犯罪被害者週間行事について、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援に関する講演、啓発等を行うとともに、行事内容や実施体制の充実を図り、効果的に実施します。		・2自治体と連携して講演・啓発イベントを実施 【犯罪被害者週間行事】 11月12日　多摩市 11月23日　文京区			総務局	

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		学校教育等を通した犯罪被害者等への理解・犯罪被害防止に向けた取組	120	「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用	犯罪被害者等への理解促進に向け、人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」に、人権課題「犯罪被害者やその家族」を取り上げた実践・指導事例や資料等を掲載し、「特別の教科 道徳」や特別活動などの授業等における活用の推進を図ります。	・人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム」に、人権課題「犯罪被害者やその家族」に関する資料や実践・指導事例等を掲載し、各学校での活用を促進	教育庁
			121	セーフティ教室	犯罪被害防止等を目的とした「セーフティ教室」を、警視庁を始めとする関係諸機関との連携により、都内全公立学校で実施します。	・各学校が主体となって所轄署等と連絡、調整し、継続して全公立学校でセーフティ教室を実施	教育庁 (警視庁)
			(104)		「セーフティ教室等事業の実施」に基づき、再被害防止に向けて教育関係機関・団体と連携を図ります。	再掲	警視庁 (教育庁)
			122	安全教育プログラム	安全教育プログラム等を活用し、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育を推進します。これらの教育活動を通じて、児童・生徒が犯罪に遭わないよう、自分自身を守るための教育を推進します。	・都内全公立学校の教員を対象にした令和5年度末に安全教育プログラム（16集）を作成・配信（令和6年3月公開） ・「安全教育推進校」を12校指定し、その実践を安全教育プログラムに掲載（令和6年3月公開） ・都内全公立学校の安全教育担当教員等を対象に、動画配信による学校安全教室指導者講習を開催し、安全教育の指導方法や、特色ある取組について説明 ・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、「生命（いのち）の安全教育」に関する実践事例等をまとめた教員向け指導資料や、性暴力から身を守る対処法等を掲載した児童・生徒向け啓発チラシを電子データで配布し、発達段階に応じた性暴力防止に向けた取組を推進（令和5年7月公開）	教育庁
			123	「命の大切さを学ぶ教室」の実施	中高生を対象として、犯罪被害者等による講演を行い、命の大切さ等の理解を深め、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ります。	・中学校・高等学校で「命の大切さを学ぶ教室」開催 【実施校数】46校	警視庁
			124	「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布	社会教育においては、犯罪被害者等の人権問題等に関わる解説を掲載した「みんなの幸せをもとめて（毎年3月発行）」を作成し、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権学習や社会教育事業に活用できる人権啓発学習資料として、都内小中高校PTAや社会教育関係機関に配布します。	・「みんなの幸せをもとめて（令和6年3月）※」に犯罪被害者の人権問題等に係る解説を掲載 （※社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権学習や社会教育事業に活用できる人権啓発学習資料） ・都内小中高校PTAや社会教育関係機関に105,000部を配布	教育庁

施策名等				事業名	事業の概要	令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）	所管局等
		事業者等への理解の促進	125	事業者等への理解の促進	犯罪被害者等の雇用の安定や職場等における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する研修を実施するほか、「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じた広報・啓発、出前講座等を実施します。	・企業・民間団体等を対象とした研修を開催（5月26日開催） ・犯罪被害者等支援を進める会議の各団体に、リーフレット配布やポスター掲出を依頼するなど、広報・啓発事業を連携して実施	総務局
			(7)	「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じた連携（再掲）	犯罪被害者等支援に対する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、地域で活動する民間団体や事業者、学識経験者、行政機関等により構成する「犯罪被害者等支援を進める会議」を開催し、都の取組状況や支援策、各民間団体の取組状況に関する情報共有等を行うことにより、犯罪被害者等やその支援への理解促進及び関係団体相互の連携強化を図ります。 また、社会情勢を踏まえた新たな分野の関係団体への呼びかけを行うなど、同会議を通じた犯罪被害者等ネットワークの拡大を図ります。	再掲	総務局
		配偶者暴力防止に向けた広報・啓発	126	配偶者暴力防止に向けた広報・啓発	配偶者暴力の防止に係るパンフレット・PRカードの作成・配布や配偶者暴力防止に関する講演会等の実施など、都民の理解を深めるための啓発活動を実施します。	・「配偶者からの暴力で悩んでいませんか」の配布 ・若年層向け相談窓口PRカードの配布 ・医療関係者向け配偶者暴力被害者対応マニュアルの配布 ・配偶者暴力相談支援センターPRカードの作成・配布 ・DV防止講演会（1回）	生活文化 スポーツ局
		児童虐待防止に向けた広報・啓発	127	児童虐待防止に向けた広報・啓発	児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。	・「東京OSEKKAI化計画」ホームページやSNSを活用した「体罰などによらない子育て」等の各種情報発信 ・関係機関と連携した児童虐待防止普及啓発キャンペーン等の実施 ・LINE広告の実施 ・児童虐待防止普及啓発物品を製作し関係機関へ配布 ・各種デジタルサイネージに広告を掲出	福祉局

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援									
1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上									
	都・関係機関等の支援 従事者に対する研修の 充実	128	各局等相談窓口・関係機関等 の職員に対する研修の実施	各局相談窓口や関係機関等の職員を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。	・各局相談窓口及び関係機関の職員を対象とする研修を開催（5月26日開催） ・被害時だけでなく、中・長期的観点で日常生活で必要となる支援について検討するプログラムを実施			総務局	
		129	警察官に対する研修・講演会 等の実施	職員が犯罪被害者等へ適切な支援や対応ができるよう、採用・昇任時教養研修、実務担当者研修、警察署巡回教養、被害者・遺族等による講演会等を実施します。	・職員が犯罪被害者等へ適切な支援や対応ができるよう、採用・昇任時の研修、被害者支援に関する各種研修や被害者・遺族等による講演等を実施した。			警視庁	
	区市町村担当者に対す る研修の充実【再掲】	(13)	区市町村担当者に対する研修 内容の充実（再掲）	犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。 あわせて、都のコーディネーターによる事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、多摩地域における開催やブロック別の実施など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。	再掲			総務局	
	東京都総合相談窓口にお ける区市町村職員の 受入れ【再掲】	(14)	東京都総合相談窓口における 区市町村職員の受入れ（再 掲）	区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。	再掲			総務局	
	学校の教員に対する研 修等を通じた支援	130	学校の教員に対する研修等 を通じた支援	都立学校教員等を対象とし、犯罪被害に遭った児童・生徒や保護者等の置かれている状況、その対応や支援の方法、犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する内容について、研修やリーフレット等の配布を通じて、犯罪被害に遭った児童・生徒への的確な対応や関係機関との適切な連携を図るための支援を行います。	・都立学校教員等を対象とした研修を開催（8月10日開催） ・都内各学校にリーフレットや啓発カード等をデータ配布 ・区市町村安全教育担当指導主事連絡会にて、ワンストップ支援事業の支援について説明（6月13日） 【広報物】 ・性暴力被害を相談したいあなたへ 34,000部作成 ・東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターのカード 34,000部作成			総務局 （教育庁）	
		130		都立学校教員等を対象とし、犯罪被害のあった児童・生徒や保護者当の置かれている状況、その対応や支援の方法、犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害を生じることのないよう十分配慮した対応等に関する内容について、総務局等が主催・実施する研修の周知やリーフレット等の配布を通じて、犯罪被害のあった児童・生徒への的確な対応や関係機関との適切な連携を図るための支援を行います。	・都立学校教員等を対象とした総務局主催の研修（8月10日開催）の周知 ・都立学校へリーフレット等を配布			教育庁 （総務局）	
民間団体等の人材育成 に対する支援	131	民間団体等の人材育成に対す る支援	民間団体等が実施する研修への講師派遣、都の犯罪被害者等支援に関する取組や支援制度の周知などを通じて、民間団体等における人材育成を支援します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、医療従事者の専門性向上のための取組を支援します。	・講師の派遣、リーフレット配布等による情報提供 ・性犯罪・性暴力被害者支援に関する医療従事者向け研修を実施(オンデマンド配信) ・民間団体等を対象とする研修の開催（5月26日開催）			総務局		

施策名等		事業名		事業の概要		令和5年度 実施内容・実績値（回数・件数等）		所管局等	
	2	民間支援団体の活動支援							
		民間支援団体への支援・協力	132	民間支援団体への支援・協力	犯罪被害者等支援を行う民間支援団体が実施する研修への講師派遣、民間支援団体の活動に関する各種研修会や広報媒体を通じた周知等の協力により、民間支援団体による活動の促進を図ります。	・講師の派遣、リーフレット配布等による情報提供		総務局	
		民間団体等の人材育成に対する支援【再掲】	(131)	民間団体等の人材育成に対する支援（再掲）	民間団体等が実施する研修への講師派遣、都の犯罪被害者等支援に関する取組や支援制度の周知などを通じて、民間団体等における人材育成を支援します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、医療従事者の専門性向上のための取組を支援します。	再掲		総務局	
		支援従事者へのメンタルヘルスキアの充実	133	支援従事者へのメンタルヘルスキアの充実	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（代理受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスキアの充実を図ります。	・東京都総合相談窓口及び性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、相談員を対象としたメンタルヘルスキアに関する研修を実施 ・定期的な精神科医による面談を実施		総務局	
	3	個人情報管理の徹底に向けた取組							
		個人情報管理マニュアルの整備	134	個人情報管理マニュアルの整備	個人情報管理に関するマニュアルを作成し、都、警視庁、区市町村、民間支援団体等その他関係機関との連携・協力を当たって、犯罪被害者等支援に関する個人情報の適正な管理の徹底を図ります。 また、各関係機関における個人情報管理に関するマニュアル整備の促進に努めます。	・各種研修等の機会を通じて関係機関へ周知 ・Tokyo被害者支援ノート「支援者利用ガイド」及び「活用マニュアル」によって、個人情報・プライバシーに関し、注意喚起		総務局	
		東京都総合相談窓口等に対する個人情報管理状況の監督	135	東京都総合相談窓口に対する個人情報管理状況の監督	東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）が取り扱う犯罪被害者等に関する個人情報の管理状況について監督するため、都が定期的に点検を行います。	・点検事項を定め、被害者支援都民センターにおける個人情報管理状況の点検を行う。（8月、2月に実施）		総務局	
			136	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに対する個人情報管理状況の監督	性犯罪等被害者ワンストップ支援センター（SARC東京）が取り扱う犯罪被害者等に関する個人情報の管理状況について監督するため、都が定期的に点検を行います。	・点検事項を定め、SARC東京における個人情報管理状況の点検を実施（8月、2月に実施）		総務局	